

別紙

諮問第591号

答 申

1 審査会の結論

「里親認定・登録に関する書類の送付について」ほか6件を開示とした決定及び「里親調査書」ほか1件を一部開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私（〇〇）が養子縁組家庭となることを申請してから現在に至るまでの私の個人情報が記載された〇〇児童相談所及び育成支援課が保有する一切の文書（〇〇との交流の様子が記載された文書や私が養子縁組家庭に選定された経緯や理由が分かる文書を含む。）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）のうち、福祉保健局少子社会対策部育成支援課（以下「育成支援課」という。）が保有するものに対し、東京都知事（以下「都知事」という。）が平成29年3月3日付けで行った開示決定（以下「本件開示決定」という。）及び一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、それぞれその取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 開示対象文書の不足

育成支援課が所管する保有個人情報開示決定処分について、不足する文書があると考えてるので、その開示を決定する文書を求める。この文書名については、具体的には分からないが、平成29年1月4日の請求以降、ほぼ1ヶ月間にわたって十数回にも及ぶ架電により、「〇〇という文書が開示対象となるが請求するか」

「××という文書も開示対象にできるが請求するか」との問合せを受け、そのいずれに対しても開示をお願いしたにもかかわらず、開示された文書の種類が極めて少数であることから、開示対象となる文書が全て開示されていないと考える。

イ 非開示とされた部分の開示

里親調査書非開示につき判断等の基準が明らかとなり、公正な判断が行えなくなるおそれがある、と記載されているが、これが明らかになることにより、公正な判断が行えなくなる理由が不明である。

東京都児童福祉審議会里親認定部会議事録の非開示理由として、開示請求者以外の個人に関する情報であるとの記載がされているが、黒塗り部分の状況からして開示請求者の個人に関する情報も非開示とされているように見受けられる。

また、この内容は当時、児童相談所からは「里母の実母が〇〇であること」も大きな要因になったと聞いており、これは児童相談所から開示された記録にも明らかである。児童相談所が開示できる情報を育成支援課が開示できない理由が不明である。

これらの部分につき、開示を求める。

ウ 開示期間延長の理由の妥当性

育成支援課によると、開示期間延長の理由として「保有個人情報の対象文書が多量」とあったが、開示された文書は多量ではない。この点、育成支援課に確認すると、「一切の文書と請求されると確認に時間を要する。特定した文書であれば2週間での開示が可能」との説明あり。「請求期間中に主たる養育者が里母と記載されている文書の有無を尋ねたところ、手元にあるとの回答を受け、その文書だけでも先に開示して欲しいと依頼したのは、文書を特定しての請求に該当しないのか」と尋ねると、育成支援課からは後日、「そのような事実関係はあったが、開示請求は一体のものとして捉えた」と非論理的な説明あり（同課〇〇氏よりメールで受領）。このような理解が通常なされるとは考えにくく、他の理由により意図的に開示を遅らせたことを疑う。具体的には、これは訴訟資料として用いたいので、急ぎ開示願いたい旨の理由を述べていたところ、児童相談所作成書面の否定的材料となることを恐れ、審理の終結まで引き延ばしたのではないか。

開示延長理由の妥当性の審査を求める。

エ 開示決定通知日の条例違反

平成29年1月4日の本件開示請求に対し、同年3月3日まで延長との延長通知があった。それにもかかわらず、3月3日までに通知がなされず、3月4日付けの私からの調査請求に応じる形で3月8日に通知書の発送の連絡あり、9日に受領。東京都情報公開条例に反するものであり、このような運用がなされたことの審査を求める。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び弁明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 開示対象文書について

審査請求人は、本件審査請求において、原処分のうち保有個人情報開示決定処分を取り消し、不足する文書の開示を求めている。

しかし、平成29年1月4日以降、複数回にわたって育成支援課において審査請求人に対し、請求内容の補正確認を行っており、不足する文書は存在しない。

(2) 一部開示決定文書について

ア 里親調査書

里親調査書は、「東京都里親制度の運営について」（平成26年8月18日付26福保子育第915号）5（2）イにおいて、「児童相談所長は、里親希望者からアの申請書の提出を受けたときは、都が指定する研修の修了を確認した上で、直ちに家庭調査を行い、その適否を明らかにする書類を作成し、当該申請書にこれを添付して知事に進達する。」と定められていることにより作成しているものである。

当該書類には、申請者の氏名、申請者の親族（両親、兄弟・姉妹）の状況（氏名、年齢、居住地、健康状態、職業等）、出身地、経歴、健康状態、趣味・嗜好、資格、申請者の家庭生活（夫婦関係、親子関係、実子の生育の状態等）、申請者宅の環境（地域環境、住宅状況、地域社会の関係）、申請者の受託に対する動機（調査者から見た本人の動機）、申請者の里子養育に対する考え方（申込書に記

載された養育方針の具体的な内容)、申請者の家族・親族の理解度、特に記載を必要とするもの、訪問調査を実施した育成支援課里親担当者の評価、氏名、育成支援課長名、訪問調査を実施した児童相談所担当者の評価、氏名、児童相談所長名が記載されている。

イ 平成○年度第○回(第○回)東京都児童福祉審議会里親認定部会議事録

東京都児童福祉審議会里親認定部会議事録は、東京都児童福祉審議会条例施行規則(平成12年規則第110号。以下「施行規則」という。)6条4項に「部会長は、その部会の事務を総理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する」と定められていることにより作成しているものであり、東京都児童福祉審議会里親認定部会の開催日時、場所、審議件数、出席委員氏名及び審議内容が記載されている。

(3) 非開示部分及び非開示理由について

ア 「里親調査書」の「児童相談所(〇〇)評価」欄及び「児童相談所長の意見」欄

非開示部分には、里親認定に際しての児童相談所の評価・判断に関する事項が記載されている。

児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施している。上記の非開示部分に記載された内容は単なる事実の記載ではなく、実施機関が行った評価、判断である。これらを明らかにすると児童相談所の業務運営や相談内容についての評価・判断の過程や基準が明らかとなり、児童相談所の相談援助活動の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

したがって、上記非開示部分を開示することは、児童相談所における本件対象児童に関する相談援助活動及び今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

イ 「平成○年度第○回(第○回)東京都児童福祉審議会里親認定部会議事録」の1頁「日時」欄、「審議件数」欄及び「出席委員」欄並びに21頁から23頁までの

「委員氏名」欄及び「発言」欄

非開示部分には、児童福祉審議会里親認定部会の開催日時、審議件数、出席委員の氏名及び発言が記載されている。

里親の認定をするときには、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「施行令」という。）29条）。児童福祉審議会里親認定部会は、個別のケースについて、法律等の専門的な見地から、詳細かつ迅速に検討し、審議を行う。部会の所掌事項は以下のとおりである。

(ア) 里親（養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親）の認定の適否について、諮問を受けて答申すること。

(イ) 里親の登録の更新に当たり、更新が不相当と認められるものについて、諮問を受けて答申すること。

(ウ) 里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。

上記非開示部分は原則非公開としている。これは、開示することにより、児童福祉審議会里親認定部会の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあるためである。

したがって、上記非開示部分を開示することは、条例16条6号に該当する。

さらに、出席委員の氏名については非公開であり、条例16条2号の開示請求者以外の個人に関する情報に該当する。

(4) 開示期間延長の理由について

本件開示請求の保有個人情報、複数の公文書にわたっており、対象保有個人情報の特定に時間を要し、期間内に開示決定することが難しいため、条例14条3項に基づき、開示期間の延長を行ったものである。

(5) 開示決定通知日について

開示請求者への決定通知書については、請求に係る保有個人情報が大量で、開示決

定結果を踏まえての修正作業に時間を要したため、発送が3月8日になったものである。開示決定は、開示決定期間内に行っており、条例に反するものではない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 8月10日	諮問
平成30年 5月28日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 5月28日	新規概要説明（第184回第二部会）
平成30年 6月18日	審議（第185回第二部会）
平成30年 7月24日	審議（第186回第二部会）
平成30年 9月28日	審議（第187回第二部会）
平成30年10月23日	審議（第188回第二部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件開示請求の趣旨は、審査請求人が養子縁組里親となることを申請してから本件開示請求時点に至るまでの審査請求人に関する個人情報が記載された〇〇児童相談所（以下「本件関連部署」という。）及び育成支援課が保有する一切の文書の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報のうち、育成支援課が保有するものとして、別表に掲げる本件対象保有個人情報1から9までを特定し、本件対象保有個人情報3から9までについて開示決定を行った。

また、本件対象保有個人情報1及び2について、本件対象保有個人情報1における「児童相談所評価」欄及び「児童相談所長の意見」欄（以下「本件非開示情報1」という。）並びに本件対象保有個人情報2における「日時」欄、「審議件数」欄、「出席委員」欄、「委員氏名」欄及び「発言」欄（以下「本件非開示情報2」という。）が条例16条2号及び6号に該当するとして、当該各部分を非開示とする一部開示決定を行った。

イ 審査会の審議について

審査請求人は、審査請求書において、開示対象文書の不足、非開示とされた部分の開示、開示期間延長の理由及び開示決定通知日の条例違反について審査を請求しているため、審査会は、対象保有個人情報の特定、本件一部開示決定における非開示部分、開示期間延長の理由並びに本件開示決定及び本件一部開示決定の通知の妥当性について判断する。

なお、実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報のうち、本件関連部署が保有するものについて、別途、開示決定及び一部開示決定を行っている。

審査請求人は、本件審査請求と合わせて、これら本件関連部署が実施した開示決定等について、同一の審査請求書によりこれらの取消しを求めて審査請求しており、当該審査請求についても、実施機関から審査会に諮問があった（以下、当該諮問を「諮問第590号」という）。

以上の経緯を踏まえ、審査会は、本件諮問及び諮問第590号を併せて審議し、それぞれの諮問に沿って答申することとした。

ウ 児童相談業務等について

（ア）児童相談所業務

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）2条3項は、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定し、法12条1項で都道府県が児童相談所を設置する義

務を定め、同条2項で児童相談所の主たる業務を定めている。

法12条2項は、「児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第2号（イを除く。）及び第3号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項及び第3項並びに第26条第1項に規定する業務を行うものとする。」と定め、法11条1項2号において「ホ 児童の一時保護を行うこと。」「ヘ 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。」「ト 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母…その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。」などを主たる業務として定めている。

また、都における児童相談所は、東京都児童相談所条例（昭和28年東京都条例第119号）1条に基づき設置され、東京都児童相談所処務規程（昭和32年東京都訓令甲第39号）に基づき、児童及びその保護者に対する相談援助活動を実施している。

（イ）東京都里親制度

東京都里親制度は、法、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）、「里親が行う養育に関する最低基準」（平成14年厚生労働省令第116号）等の関係法令、児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）及び「東京都里親制度の運営について」（平成26年8月18日付26福保子育第915号。以下「運営通知」という。）により運営している。

運営通知5（2）イは、「児童相談所長は、里親希望者からアの申請書の提出を受けたときは、都が指定する研修の修了を確認した上で、直ちに家庭調査を行い、その適否を明らかにする書類を作成し、当該申請書にこれを添付して知事に進達する。」と規定している。里親調査書は、当該規定に基づき作成しているものである。

（ウ）東京都児童福祉審議会里親認定部会

東京都児童福祉審議会（以下「審議会」という。）は、法8条1項に基づき、東京都児童福祉審議会条例（平成12年東京都条例第33号）により設置されており、施行令29条は、都道府県知事が里親を認定するに当たって、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない旨規定している。

審議会には、施行規則により里親認定部会（以下「当該部会」という。）が設けられており、施行規則6条4項は、「部会長は、その部会の事務を総理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する」と定めている。

エ 条例の定めについて

条例14条は、開示請求があった保有個人情報について実施機関が行う開示決定等の手続を定めている。同条1項本文は、「実施機関は、開示請求があった日から14日以内に、開示請求者に対して、開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定…又は開示しない旨の決定…をしなければならない。」と、同条2項は、「実施機関は、前項の決定…をしたときは、開示請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。」とそれぞれ規定している。

なお、同条3項本文は、実施機関が、やむを得ない理由により同条1項本文に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる旨規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

オ 本件対象保有個人情報の特定について

審査請求人は、審査請求書において、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、特定された文書が不足している旨主張する。

この点について、実施機関は、開示請求書を収受した平成29年1月4日以降、審査請求人に対して複数回にわたり、本件開示請求の内容に係る補正確認を行っているため、不足する文書は存在しないと説明している。

審査会が上記補正確認に係る文書を見分したところ、実施機関は審査請求人に対

し、具体的に公文書名を列挙した書面を送付する等して、補正の参考となる情報の提供に努め、慎重に対象保有個人情報の特定を行っている状況が確認された。

これらを踏まえると、実施機関の説明に特段、不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

なお、審査請求人は、自身の予想に反して対象保有個人情報が少数であったこと等を理由に、対象保有個人情報の不足を主張するが、自身が審査請求書において、具体的な文書名は特定できない旨述べているとおり、どのような情報が不足しているのかに係る具体的な指摘は確認できない。

よって、本件開示請求に係る対象保有個人情報の特定は妥当である。

カ 本件非開示情報 1 及び 2 の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報 1 について

実施機関によると、本件非開示情報 1 には、児童相談所の評価及び児童相談所長の意見が記載されており、単なる事実の記載ではなく、実施機関が行った評価、判断に関する情報が記載されている旨主張する。

また、児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施する必要がある、これらを明らかにすると、児童相談所における評価及び判断の過程が明らかとなると実施機関は説明する。

この点について審査会が見分したところ、当該非開示部分には、相談援助活動を通じて集約された情報を基に、児童相談所が援助方針を決定する過程等に関する詳細な記述が確認された。

これらの情報を開示すると、児童相談所における評価及び判断の過程が明らかとなるなど、同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明には、相当の合理性が認められる。

したがって、本件非開示情報 1 は条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 について

実施機関によると、本件非開示情報2には、当該部会の会議の日時、審議件数、出席委員氏名、発言者氏名及び発言が記載されている。

また、実施機関が里親を認定するに当たっては、当該部会から意見を聴取する必要があり、当該部会の会議では、個別のケースについて専門的な見地から検討及び審議を行うと実施機関は説明する。

この点について審査会が見分したところ、当該非開示部分には、当該部会の会議における当日の検討及び審議の様子が具体的に記載されていることが確認された。

これらの情報を開示すると、審議に必要な自由な質疑や発言が妨げられ、同会議の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明には、相当の合理性が認められる。

したがって、本件非開示情報2は、条例16条6号に該当し、同条2号の該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

キ 開示決定等の期間延長について

審査請求人は、本件開示請求に係る対象保有個人情報のうち、育成支援課が保有するものについて、開示等された保有個人情報は多量ではなかったことを理由として、開示決定等の期間延長を行った理由が妥当ではない旨主張している。

審査会が見分したところ、審査請求人は平成29年1月4日に本件開示請求を行い、実施機関は同年1月16日付け決定期間延長通知書を審査請求人に通知し、延長後の決定期間を同年3月3日までとした事実が確認された。

また、実施機関が本件開示決定及び本件一部開示決定を延長した理由について、決定期間延長通知書により確認したところ、本件開示請求に係る対象保有個人情報の対象文書が多量であり、対象保有個人情報の特定に時間を要することから、決定期間内に開示決定等を行うことができない旨記載されている。

この点について実施機関に確認したところ、本件開示請求に係る対象保有個人情報は、育成支援課及び本件関連部署にまたがって保有されているものであり、同一の開示請求書により都知事に対して開示請求したことから、本件関連部署による開示決定等と一体性をもって開示決定等をすべきと考え、これら全体の開示決定等の期間として、延長したとのことであった。

審査会が確認したところ、本件開示請求に係る対象保有個人情報、育成支援課が保有するものとして特定された別表に掲げる本件対象保有個人情報1から9まで及び本件関連部署が保有するものとして特定された「里親認定・登録に関する書類の送付について」ほか21件（諮問第590号に係る対象保有個人情報）であり、実施機関はこれら31件の対象保有個人情報について、一体として開示決定等を行ったものである。

これらを踏まえると、本件開示請求に係る対象保有個人情報について、60日を限度として開示決定等の期間を延長したことは、不合理ではない。

ク 本件開示決定及び本件一部開示決定の通知日について

審査請求人は、本件開示請求に対し、実施機関から通知があった開示決定等の期間内に開示決定等の通知がなされなかったことが条例に反する旨主張する。

審査会が見分したところ、実施機関が本件開示決定及び本件一部開示決定を行った日付は、前記の決定期間延長通知により通知された決定期間内である平成29年3月3日であることが確認された。

実施機関の説明によると、条例14条2項に基づく書面による通知は、同年3月8日に発送したとのことであり、この点については審査請求書においても同趣旨の記述が見られ、事実と相違ないと認められる。

この点について実施機関に確認したところ、本件開示請求に係る対象保有個人情報は、育成支援課及び本件関連部署にまたがって保有されているものであり、同一の開示請求書により都知事に対して開示請求したことから、本件関連部署による開示決定等と一体性をもって書面による通知をすべきと考え、これらに係る全ての通知について、同年3月8日に一体性をもって発送したとのことである。

審査会が確認したところ、特に本件関連部署が保有する対象保有個人情報に係る一部開示決定（諮問第590号）は、非開示部分が多岐にわたり、当該一部開示決定に係る通知の浄書等を含め、発送のために相当の時間を要すると考えられ、このことを踏まえると、当該通知が条例14条2項において実施機関に課している遅滞のない通知に関する義務に違反するとは言えない。

なお、審査請求人は、審査請求書及び反論書においてその他種々の主張を行って

いるが、これらはいずれも当審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二